

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年三月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたま幸手線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
幸手市北一丁目四〇九番地先から同 市北一丁目四一〇番一地先まで		区 間
一一・〇〇〃 十五・七九	一一・〇〇〃 一二・九九	敷地の幅員 (メートル)
十九・〇九		延長 (メートル)
		備 考